

京都市告示第265号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成17年4月4日付けで認可した南巽町自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年8月6日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	佐治 和彦	杉本 禮子
代表者の住所 及び所在地	京都市西京区桂南巽町85番 地2	京都市西京区桂南巽町64番 地3

(文化市民局地域自治推進室)